

第1回懇話会における委員からの主な意見の概要

- 相談窓口には臨床心理士や社会福祉士などの専門職を配置することにより、支援の質が担保できる。
- 相談窓口には、役所の担当者、警察OB、弁護士など、複数の人を配置し、話を聴くことが一番よい。
- 初期の緊急介入ということで、行政は被害者からの申し出を待つのではなく、積極的に組織的な介入が必要である。
- 介護保険などのケアマネージャーのように、犯罪被害者にも支援制度などの仕分けをしてくれる役割の人がついてくれると安心感がある。
- 早い段階で、被害者に理解のある弁護士がつくというのはとても大事である。
- 被害者が弁護士の支援を受けることができる制度はいくつかあるが、資力要件があったりするので、弁護士費用は行政から援助するという形にしてもらえるとよい。
- 心的外傷性ストレス障害 (PTSD) で苦しむ被害者に対する精神医療の支援についての検討が大事である。
- 先行他都市のように、見舞金や家事、育児などの日常生活の支援制度があれば助かる。
- 自宅マンションのロビーや自宅内で性犯罪の被害に遭ったことにより、そこに住むことが困難となった被害者のために、引越し費用の支援があればよい。
- 損害賠償命令が出ても紙切れになってしまうということが往々にしてあるので、損害賠償金が払われない場合は、行政が立て替えたうえで、加害者から回収するといった仕組みがあれば被害者は助かる。
- 犯罪被害にあうということがどのようなことなのかという広報を、もっと強力で推進してほしい。
- 犯罪被害者等を支援するための人材育成をしっかりとしていくことが、大阪市の今後の犯罪被害者等支援の充実につながると感じている。
- 被害当事者の意見を聴いて、よりよい制度に改善していくことが大事である。
- 犯罪被害者等支援という言葉よりも、犯罪被害者等権利にしたら、被害者からすればだいたい違うと思う。